令和２年５月19日
資　料　提　供

問い合わせ先
環境生活総務課　環境計画班
菅野、寺野、石井（内線 2673）
（直通）073-441-2674

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき太陽光発電事業計画（日高町高家地区）の縦覧等を開始します

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、太陽光発電事業計画等について、下記のとおり縦覧等を開始しますのでお知らせします。

また、縦覧期間中において、利害関係を有する方は環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から意見を提出することができますので併せてお知らせします。

記

１　太陽光発電事業の概要

事業者	株式会社ヒカリ
事業の名称	日高町発電所
事業区域の所在地	日高郡日高町大字高家字中ノ坪 1003 番 1
事業の規模	233.1kW (2,573.3m^2)

２　縦覧及び意見募集期間等

令和２年５月19日（火）　から　令和２年６月19日（金）　まで

３　縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁　環境生活総務課（県庁本館４階） 和歌山市小松原通１－１　　ＴＥＬ：073-441-2674	9:00～17:45	土、日
日高町役場　住民福祉課 日高郡日高町大字高家 626　　ＴＥＬ：0738-63-3800	8:30～17:15	土、日

４　意見提出方法

各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境生活総務課のホームページから意見書用紙のダウンロードができます。

意見提出方法	提出先等
直接提出 （縦覧可能な日時のみ）	①県環境生活総務課 ②日高町役場　住民福祉課
郵　送	県環境生活総務課（当日必着）
ＦＡＸ	073-433-3590（県環境生活総務課）
電子メール	e0320003@pref.wakayama.lg.jp（県環境生活総務課）

５　ホームページでの情報提供

下記ホームページにて、本条例の詳細等の情報を確認することができます。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（和歌山県環境生活総務課）
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei/gaiyo.html

６　その他

（１）太陽光発電事業の計画等については、事業者により公表されています。
（計画概要：㈱ヒカリ　ホームページに掲載、　計画書一式：日高町役場）

（２）縦覧場所では「密集」や「密接」などの「密」を避けるようにしてください。（新型コロナウイルス感染症対策）